

行田市人權施策推進基本方針

2018年12月 改定

行 田 市

目

次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本方針改定の趣旨	1
2 基本方針の位置付けと性格	2
3 人権施策の基本理念	2
第2章 人権施策の推進方向	4
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	4
(1) 学校教育等における人権教育	5
(2) 家庭、地域社会における人権教育	6
(3) 市民や企業に対する人権啓発	7
(4) 市職員・教職員等に対する人権啓発	8
2 相談・支援の推進	9
3 市民、NPO、企業等と協働した人権尊重の地域づくり	10
第3章 各人権課題	11
1 女性	11
2 子ども	11
3 高齢者	12
4 障がいのある人	13
5 同和問題	14
6 外国人	15
7 HIV感染者等	16
8 インターネットによる人権侵害	16
9 災害時における人権への配慮	17
10 性的少数者の人権問題	18
11 その他の人権問題	19
第4章 推進体制	22
1 行田市人権施策推進審議会	22
2 国、県、他市町村、民間団体等との連携	22

第 1 章 基本的な考え方

1 基本方針改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。人権の尊重は平和の基礎であり、あらゆる差別と人権侵害の撤廃に努めることは、「人権の世紀」といわれる 21 世紀の重要な課題です。

これまで人権の尊重を目指して、様々な取組がなされてきましたが、現実には、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの多くの人権問題が未だに解決されないまま存在しています。

また、一方で、社会経済情勢の急速な変化に伴い、インターネットを利用した人権侵害や性的少数者の人権問題など、新たな問題が顕在化し、人権問題はますます多様化、複雑化の傾向にあります。

こうした状況を受け、平成 28 年（2016 年）4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に続き、同年 6 月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、同年 12 月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、各種人権問題解消のための法制度の整備が進んでいるところです。

そこで、これらの状況を踏まえ、引き続き各種人権施策をより総合的かつ効果的に推進するため、「行田市人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）」の改定を行うものです。

2 基本方針の位置付けと性格

この基本方針は、人権教育・人権啓発の施策の策定及び実施に関する地方公共団体の責務を謳った、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」第5条の規定の趣旨を受け、また、平成23年（2011年）3月に策定した「第5次行田市総合振興計画」との整合を図って策定するものです。

こうした位置付けのもとに策定されたこの基本方針は、多様化、複雑化する人権問題を総合的に調整し、従来、人権課題毎に個別に進められてきた教育・啓発活動等の連携を図り、本市としての人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向を定めるものです。

3 人権推進の基本理念

「第5次行田市総合振興計画」では、8つの施策の大綱の一つとして、「支え合い、元気に暮らせるふれあいのまちづくり」を掲げており、また、これを実現するための政策として、「一人ひとりの人権が尊重されるまちをつくる」ことを掲げております。

本市は、これらの大綱や政策を基本理念として、人権教育・啓発をはじめとする各種政策を総合的に推進し、次の3つがともに実現する社会を目指します。

① 一人ひとりが個人として尊重される社会

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

② 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障がいの有無、社会

的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

③ 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がお互いの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

第2章 人権施策の推進方向

本市のあらゆる分野の業務は、市民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、市の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

- Ⅰ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- Ⅱ 相談・支援の推進
- Ⅲ 市民、NPO法人、企業等と協働した人権尊重の地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者等、インターネットによる人権侵害、災害時における人権への配慮及び性的少数者の人権問題を重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組が必要となっています。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

本市では、人権尊重の観点に立った学校教育の推進、同和教育の推進、障害理解教育の推進、男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進を図ってきました。今後は、その成果を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じ

て、幼児、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育・啓発を総合的に推進します。

(1) 学校等における人権教育

学校等においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人ひとりを大切にする教育を推進することが必要です。

こうした一人ひとりを大切にする教育を通じて、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

① 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

② 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障がいのある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

③ 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの配布、人権教育の実践的な取組、児童虐待防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

これまで、本市では公民館等の社会教育施設を中心に、人権に関する多様な学習機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善していくことが必要です。

① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、家庭教育に関する相談体制の整備、家族のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結びつくよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うためには、指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重

の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等の充実を図ります。

(3) 市民や企業に対する人権啓発

人権啓発については、すべての市民が啓発活動に触れることができるよう市報や冊子、ポスター、ホームページによる啓発、講演会などのイベントを継続的に開催しています。

その結果、「人権の尊重」という社会の大きな潮流とも相まって、人権意識の高揚に一定の成果がみられたところです。

今後の人権啓発は、一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深められるよう、人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が地域に広く定着するよう啓発活動を推進します。

① 市民への啓発

人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、県、他市町村、NPO法人、企業、マスメディア等と連携、協力し、効果的に啓発活動を推進します。

② 企業等への啓発

企業には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められています。公正な採用や昇任などの対応が課題になっています。

企業において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にした組織づくりが進むよう、事業所人権教育研修会など啓発活動を推進します。

また、企業の自主的な取組を支援するため、啓発冊子の配布など情報提供に努めます。

(4) 市職員・教職員等に対する人権啓発

公務員の仕事は様々な人権に深い関わりを持つことから、従来から職場内研修などに取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が求められています。

また、平成28年(2016年)4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、この法律の趣旨にのっとり、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、障がいのある人へ合理的な配慮を行うなど適切に対応します。

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、人権に関する研修をより一層充実します。

① 市職員

市職員には、常に人権的配慮が必要であることから、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

② 教職員

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の場面での指導力の向上を目指し、あらゆる人権に関する教育のための研修を充実し、指導者である教職員の人権意識の向上を図ります。

③ 消防職員

消防職員は、職務上その活動が市民の日常生活に密接に関わることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが常に求められています。

このため、消防職員の人権意識の高揚を図るため、人権に関する研修の充実に取り組みます。

④ 福祉・保健関係職員

福祉・保健関係職員の業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーへの十分な配慮や人間の尊厳に対する認識など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、人権に関する研修を充実します。

2 相談・支援の推進

市では、行政に関する相談や市民生活に関する民事、家庭問題等についての各種相談事業を行っています。

しかしながら、近年、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障がいのある人への虐待をはじめ、人権に関する相談件数が複雑・多様化しております。

① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、市の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、県、他市町村、人権擁護委員、NPO法人等の人権に係る相談・支援機関等の連携強化に努めます。

② 相談機関の充実

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、各相談機関の充実や活動内容の市民への周知を図ります。

③ 保護・支援の充実

人権侵害を受けている女性、子ども等に対しては、緊急な相談に応じ、一時保護や自立等の支援を推進します。

また、知的障がい者、精神障がい者、認知症の方などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

④ 救済に向けた取組の充実

女性への権利侵害等に対する救済制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなど子どもへの権利侵害に対処する機関の充実を図ります。

また、高齢者、障がい者などからの福祉サービスの利用に関する相談に対応するための体制の充実を図ります。

⑤ N P O 法人等との連携強化

N P O 法人等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

3 市民、N P O 法人、企業等と協働した人権尊重の地域づくり

人権問題を解決するためには、市民、N P O 法人、企業などの地域社会の構成員が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

そのため、本市では、市民と行政が参加・協働できる体制を構築し、人権施策を推進します。

- ① 虐待やいじめ、D V（ドメスティック・バイオレンス）等の顕在化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るため、市民の連帯による取組を推進します。
- ② 人権問題に対する教育・啓発、相談・支援などの取組を推進するため、市民やN P O 法人、企業等とのパートナーシップを促進するとともに、各種情報の提供や活動の場の提供など、市民やN P O 法人、企業等が活動しやすい環境づくりを一層推進します。
- ③ 年齢、性別、国籍、障がいの有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくります。

第3章 各人権課題

1 女性

【現状と課題】

人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、未だに女性に対する偏見や差別、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものが見受けられます。

セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、職場での差別的な処遇等の課題も多く残されています。

さらに、夫・パートナーからの暴力（DV）やストーカー行為など、女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアによる性・暴力表現などの女性の人権を侵害する情報が増加しています。

男女が社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を実現するために、教育・啓発、相談、支援等の施策を総合的に推進します。

【施策の展開方向】

- ① 「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン《改訂版》」に基づく総合的な施策の推進
- ② あらゆる暴力から女性を守るための相談、支援体制の充実
- ③ 女性の社会参加へ向けた総合的な環境整備の促進

2 子ども

【現状と課題】

平成元年（1989年）に国連で採択され、わが国でも平成6年（1994年）に批准している「児童の権利に関する条約」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、

保護、発達などの権利を保障しています。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、貧困問題、価値観の多様化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑化、多様化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

【施策の展開方向】

- ① 子どもの人権を尊重する啓発活動及び教育の推進
- ② 児童虐待防止の取組の推進
- ③ いじめや非行、不登校などに関する相談体制の充実
- ④ 子育て支援の充実

3 高齢者

【現状と課題】

本市の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、平成30年9月1日現在の高齢化率が30.1%と、人口の10人に3人が65歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、近年、高齢者に対する振り込め詐欺や悪質な訪問販売などが増加しており、こうした犯罪行為を防止する取組がますます重要となっています。

高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

【施策の展開方向】

- ① 高齢者への虐待や犯罪被害の防止の推進
- ② 介護サービス等の相談体制の充実

- ③ 単身高齢者等への支援の推進
- ④ 福祉のまちづくりの推進
- ⑤ 高齢者の主体的な活動を支援するための施策の推進

4 障がいのある人

【現状と課題】

障がいのある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、障がいのある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、地域で孤立していたり、意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

さらに、平成28年（2016年）4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められました。

【施策の展開方向】

- ① 障がいのある人への理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- ② 障がいのある人の権利擁護の推進
- ③ 障がいのある人への地域での生活支援
- ④ 福祉のまちづくりの推進
- ⑤ 障がいのある人への総合的な雇用対策の促進
- ⑥ 情報のユニバーサルデザイン化の推進

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

この問題の解決を図るため、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が制定されて以来、平成14年（2002年）3月までの33年間にわたり、国や県、市町村では、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、一部に課題が残るものの生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備が進み、様々な面で存在していた格差は一定の改善が図られました。

また、特別措置法終了後は、偏見や差別意識の解消、人権意識の高揚のため、引き続き同和問題に関する教育・啓発活動を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかし、近年ではインターネットの匿名性を悪用して掲示板サイトなどへ差別的な書き込みが行われるという問題が発生しています。

また、結婚、就職などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

こうした状況を受け、平成28年（2016年）12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

本市では、今後とも「行田市同和行政基本方針」に基づき、

同和問題を重要な人権課題の一つととらえ、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための教育・啓発等の各種施策を積極的に推進していきます。

【施策の展開方向】

- ① 同和教育の推進
- ② 偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動の推進
- ③ 相談体制の充実
- ④ 「えせ同和行為」の排除

6 外国人

【現状と課題】

本市における市内在留外国人数は、平成30年9月1日現在で1,498人にのぼり、人口に占める割合は1.84%となっており、近年、増加傾向にあります。

こうした中、全国的に見ると、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

また、近年、特定の国籍や民族の人を排斥しようとする不当な差別的言動が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりしかねないものとして、問題となっています。

こうした状況を受け、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するため、平成28年（2016年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことのできるまちづくりを推進しています。

【施策の展開方向】

- ① 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発活動の推進
- ② 相談・支援体制の充実

7 HIV感染者等

【現状と課題】

HIVは、正しい理解があれば日常生活の中では感染することはありません。しかし、正しい知識の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、エイズ患者・HIV感染者の多くは、日常生活で多くの不利益と苦痛を受けています。

その他、各種感染症や、難病、慢性疾患等の患者も周囲の無理解により様々な人権問題に直面しています。

病気と闘う一人ひとりが個人として尊重されるよう、病気について正しく理解し、差別・偏見をなくすことが必要です。

【施策の展開方向】

- ① 正しい知識の普及・啓発
- ② 相談・支援体制の充実

8 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしています。パソコンやスマートフォン等の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、生活は便利になりました。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。

平成14年（2002年）5月の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促す被害者救済が図られることになりました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、インターネット利用者一人ひとりが、人権に関する正しい理解を深めるとともに、インターネットを正しく利用することが必要です。

【施策の展開方向】

- ① インターネットによる人権侵害を防止するための啓発活動の推進
- ② 相談・支援体制の充実
- ③ インターネット差別書き込み対策の推進
- ④ 法務省（さいたま地方法務局）等関係機関との連携強化

9 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人々が避難生活余儀なくされています。

避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほか、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などのいわゆる「災害時要配慮者」への配慮が問題となりました。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、児童生徒が避難先の学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

災害時に、すべての人の人権が適切に守られるよう、市民一

人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

【施策の展開方向】

- ① 啓発活動の推進
- ② 人権に配慮した災害時の対応

10 性的少数者の人権問題

【現状と課題】

近年、性的少数者に対する関心が高まっています。

本人が自認する性別に関して、「身体的には男（女）だが、自分の心は女（男）」あるいは「自分は男でも女でもない、性別を意識していない」と考える人がいます。これらの人の中には、自分の身体や戸籍上の性別に違和感を持ち、それを受け入れられない人がいます。

また、性的指向に関しても、同性愛や両性愛の指向を持つ人がいます。

性的少数者は、性自認や性的指向を理由として社会の様々な場面で偏見や差別を受けることがあります。このため、性的少数者の多くは様々な悩みや生活上の困難を抱えています。

平成16年（2004年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。なお、平成20年（2008年）6月に同法が改正され、条件が緩和されています。

性的少数者に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

【施策の展開方向】

- ① 正しい知識と理解のための教育・啓発活動の推進
- ② 相談・支援体制の充実
- ③ 申請書等における性別記載についての配慮

11 様々な人権問題

これまで述べてきた10項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題に対しては、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、国、県、他市町村、NPO法人、ボランティア等と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

① プライバシーの侵害

プライバシーの問題については、近年、情報化社会の進展に伴って個人の情報が本人の知らない間に収集・利用される事例が多く発生しています。

② 公正な選考採用

企業等での従業員の採用にあたっては、応募者の基本的人権に配慮する必要があります。出生地、家族の状況などの本人に責任のない事項や人生観、生活信条などの本来、自由である事項を採用条件とすることは、応募者の基本的人権を尊重しない間違った考え方です。

③ 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は事件の直接的な被害だけでなく、これに付随して、精神的・経済的に様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの行き過ぎた取材や報道などにより、人権が侵害される場合もあります。

④ アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に先住していた少

数民族であり、独自の文化や生活様式を育んできました。しかし、過去の同化政策によって、アイヌ独自の言葉や文化、信仰、生活習慣の一切を奪われ、その独自の文化が失われてしまいました。このようなアイヌの人々の歴史や文化について、認識不足などにより偏見や差別が依然として存在しています。

このような状況の中、平成20年（2008年）6月、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族が先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

⑤ 北朝鮮当局による拉致問題

平成14年（2002年）9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年（2004年）までに政府が認定した拉致被害者17人のうち被害者5人とその家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、平成20年（2008年）の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否が未だに確認されていません。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。また、解決を望む国民の強い意志を北朝鮮に伝えていくことが大切です。

⑥ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏

見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

⑦ ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

⑧ その他

非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

第4章 基本方針の推進

1 行田市人権施策推進審議会

人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「行田市人権施策推進審議会」において、人権教育及び人権啓発に関する基本施策の検討及び実施について審議します。

2 国、県、他市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、他市町村の行政機関をはじめ、民間団体等の機関と相互に連携・協力し、幅広い活動を行っていく必要があります。

このため、法務省（さいたま地方法務局）や埼玉県人権擁護委員連合会等で設置している「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会」をはじめ、民間団体等と連携・協力し人権啓発活動を推進します。